

令和5年11月27日

長崎市長 鈴木史朗 様

長崎市景観審議会

会長 橋口 剛



長崎市景観条例 25 条第 1 項第 5 号の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年11月6日付長景推第199号で諮問のあった「大島造船所における基準に適合しない広告物に対する屋外広告物条例第18条第2項による市長の特例許可について」は、令和5年11月20日開催の第11回長崎市景観審議会において審議の結果、原案について異議がないことを答申します。